

日時：平成26年7月24日（木）13時  
場所：三番町共用会議所 大会議室

# 水産政策審議会第66回資源管理分科会 議 事 録

水 産 庁

## 水産政策審議会第66回資源管理分科会

### 1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成26年7月24日（木）13時00分

閉会 平成26年7月24日（火）14時08分

### 2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員 亀岡 洋一 川崎 一好 鈴木 徳穂 鈴木 敬幸

長瀬 一己 山川 卓 山下 東子

特別委員 加澤 喜一郎 川越 一男 佐矢 隆 高橋 健二

千葉 康則 長元 信男 濱田 武士 本間 新吉

松本 めい子 谷地 源士郎

### 3 水産庁側出席者

枝元資源管理部長 長谷増殖推進部長 提坂管理課長 加藤漁業調整課長

黒萩資源管理推進室長 生田増殖推進部参事官

### 4 議 事

別紙のとおり

## 目 次

1 開 会	1
2 議 事	
(諮問事項)	
諮問第 240 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令につ いて	1
(報告事項)	
① 資源管理のあり方検討会の取りまとめについて	3
② 今後の漁獲可能量 (T A C) 配分比率の見直しについて	8
(その他)	10
3 閉 会	20

○漁業調整課長 すみません。開始予定の時刻より若干早い時間でございますけれども、本日御出席予定の委員、特別委員の方、全員御出席でございますので、ただいまから第66回資源管理分科会を開催させていただきます。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます漁業調整課の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本会議場のマイクの使用方法について御説明いたします。各委員の方々の前にマイクスタンドがございます。発言される際には緑色のボタンを押していただいて、御発言をよろしくお願いいたします。御発言が終了しましたら、またボタンを押して、横の赤いランプが消えているということを御確認いただければと思います。

それでは、本日の委員の出席状況について御報告をいたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、審議会の定数は過半数とされております。本日は資源管理分科会委員9名中7名の方が出席されております。定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立しております。

では、次に、本日配付資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中の資料でございます。まず、議事次第がございます。その後に資料一覧ということで、資料1から4までございます。

まず、資料1につきましては、資源管理分科会の委員・特別委員の名簿でございます。資料2でございます。指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第240号）でございます。次に、資料3、資源管理のあり方検討会の取りまとめについて。次に、参考資料といたしまして、資源管理のあり方検討会取りまとめ。資料4、今後の漁獲可能量（T A C）配分比率の見直しについて、ということで資料をお配りしております。

漏れ等はないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、諮問事項が1件、報告事項が2件でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問第240号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、事務局から資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○漁業調整課長 それでは、資料について御説明をさせていただきます。

お手元にお配りしました資料2に基づき、御説明をさせていただきます。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

平成26年7月24日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について  
(諮問第240号)

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

今回の省令改正の内容でございますが、資料2を1枚めくっていただきまして、その概要がございます。これに基づき御説明をいたします。

今回お諮りします改正につきましては、大きく2点ございます。

1点目につきましては、青森県の日本海側西南部にあります<sup>へなしぎき</sup>鱸作埼の周辺海域の一部について、沖合底びき網漁業の操業禁止区域を変更するものであります。鱸作埼<sup>へなしぎき</sup>の周辺水域は、主要漁獲対象資源の産卵場や幼仔魚の成育場として、水産資源の保護培養に重要な役割を担っております。関係漁業者はこの海域で種苗放流や漁獲努力量の抑制・削減等に取り組んでおります。また、この海域におけます沖合底びき網漁業の操業につきましては、これまで沿岸漁業者と沖合底びき網漁業者の間で漁場利用等に関する協議も重ねられてきております。本件は、沿岸漁業と沖合底びき網漁業者の協議を受け、漁業調整及び水産資源の保護培養の観点から、指定省令第17条に基づく別表第2を改正し、この海域の一部について、沖合底びき網漁業の操業禁止区域を変更するものであります。

2点目につきましては、その下の2と書いてあるところでございます。指定省令の中で、単に「太平洋の海域」、「インド洋の海域」及び「大西洋の海域」と規定している海域のうち、各地域漁業管理機関の管轄海域を対象とした規制措置であるものにつきましては、その趣旨と適用海域の範囲が明確になるようにするために、指定省令を改正し、当該海域の規定ぶりについて用語の適正化を行うというものでございます。

改正の施行期日につきましては、いずれも9月1日を予定しております。

本日お配りしている資料、1枚めくっていただきまして、最初に申しあげました禁止区域の見直しのところを海図に落としてございます。青い線の部分が現行禁止ライン、これに対しまして、外側に出ている部分が今回の改正のラインでございます。

その次には農林省令の今回の改正の改正文、改め文を付けてございます。

また更に、省令改正の新旧対照表というところがございます。中身についてはかなり技術的なこともございますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明につきましては以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対して御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。  
よろしいでしょうか。

それでは、諮問第240号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第240号について、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

### 答 申 書

26水審第12号

平成26年7月24日

農林水産大臣 林 芳正 殿

水産政策審議会

会 長 山下 東子

平成26年7月24日に開催された水産政策審議会第66回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

### 記

諮問第240号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

それでは、この答申書を枝元資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から資源管理部長へ答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして報告事項に入ります。

事務局より報告を希望する事項が2件あります。まず、1つ目の資源管理のあり方検討会の取りまとめについて、事務局から報告をお願いします。

○管理課長 管理課の提坂でございます。報告事項の1点目、資源管理のあり方検討会の取りまとめについて御報告させていただきたいと思っております。

資料3を御用意させていただきたいと思っております。

まず、2ページをお開きください。検討会の委員名簿が記載されてございます。このメンバーで3月24日から7月1日にかけて、都合5回の検討を行っていただいたところでございます。

その経緯につきましては、3ページをお開きさせていただきたいと思っております。

まず、3月24日の第1回検討会でございますが、こちらでは我が国の水産資源の状況及び現行の資源管理施策に関します俯瞰的な検討とあわせまして、クロマグロ、スケトウダラ、トラフグ及びマサバの4魚種をモデルといたしまして、資源管理の現状、課題等につき議論いただいたところでございます。

次いで、4月18日開催の第2回検討会でございますが、ノルウェー、ニュージーランド、アイスランド等、諸外国で資源管理方策として導入されてございますIQ・ITQ方式に関するフリートッキングと、モデルとして選定いたしました4魚種のうちスケトウダラ(日本海北部系群)及びマサバ(太平洋系群)の資源管理の現状などにつきまして、現場の漁業関係者から御意見を聴取した上で、今後の方向を含め、議論いただいたところでございます。

更に、5月20日の第3回でございますけれども、こちらでは、モデル4魚種のうち太平洋クロマグロ及びトラフグにつきまして、第2回同様、現場の漁業関係者や研究者から意見を聴取の上で、資源管理の現状、それから今後の方向などにつき御議論いただきますとともに、関係漁業者の合意に基づきます自主的な資源管理に関する施策ということで、法制度に基づきます公的管理とあわせまして、平成23年度から我が国が展開してございます資源管理指針・計画体制につき御検討いただいたところでございます。

また、6月12日の第4回検討会では、IQ・ITQ方式の導入につきまして、異なった見解をお持ちの小松、佐藤両氏から意見を聴取するとともに、取りまとめの骨子案について御議論いただいたところでございます。

それから、7月1日の第5回では取りまとめ案に関する議論をいただきまして、検討会としての区切りをつけたところでございます。この取りまとめにつきましては、本日、参考資料として別冊で本体をお配りしてございますけれども、相当ボリュームがございますので、資料3の1ページでその概要を説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページの主たる課題のところですが、我が国の資源管理の主たる課題といたしまして、漁業権免許、それから漁業許可制度、TAC制度といった法律制度に基づきます公的管理と漁業者の合意に基づきます自主的管理、双方を高度化いたしました、両者の適切な連携を確保すべきという点、それから、特に資源水準が低位にございます、あるいは減少傾向にあるような魚種につきましては、効果的な管理を行っていくべきであるという、この2点が挙げられておるところでございます。

次いで、資源管理に関します施策につきまして、1つは、水産資源の評価制度を更に向上してまいりますために、データ収集の強化をするとともに、海洋環境の変化と資源変動の関係解明に努めるべきこと。

2つ目といたしまして、TACにつきましては、ABCと等量であるということ为原则といたしまして、TAC制度による数量管理を補完するその他の管理措置であるとかTACの増減、特に削減される場合の影響緩和方策を検討すべきであるということ。

3点目といたしまして、IQ方式につきましては、我が国におきまして魚種や漁業種類ごとに導入の向き不向きはありますものの、数量管理の実効性を高めたり、あるいは個別漁業者による計画的操業が促進されるといった効果も報告されてございますところ、まずは導入が比較的容易な漁業で試験的に実施するべきとの指摘を受けてございます。

4つ目といたしまして、ITQ方式についてでございますが、こちらはIQ方式をより合理化させます反面、漁獲枠の利権化であるとか集中等に伴うさまざまな問題が想定されてございます。このため、我が国における導入は時期尚早であるということ。

そして、5点目につきましては、23年度に導入以来、3年間が経過いたしました資源管理指針・計画体制についてでございますが、こちらは計画の策定主体でございますとともに実施主体でもある漁業者自らが、これまでの資源管理計画の効果について評価・検証を行うべきということ。主として以上5点が指摘されたところでございます。

また、具体的な資源管理の進め方を検討いただくため、モデルとして選定いたしました個別魚種につきましては、まずは資源に回復傾向が見られますマサバの太平洋系群につきましては、回復をより確実なものとするためにも、今年秋を目途といたしまして、一部漁船でIQ方式の試験的な導入に着手するということ。

それから、資源が低位・減少傾向にございますスケトウダラの日本海北部系群につきましては、従来、ABCを上回るTACが設定されてきたところでございますけれども、来漁期以降、TACをABCと等量もしくは近いものとしたしまして、漁獲可能量の削減に伴います漁業者や漁業地域の窮状緩和措置とあわせまして、業種転換等による操業体制再編など、地域全体の漁業経営の合理化を図っていくということ。

3つ目の太平洋クロマグロにつきましては、国際機関から、親魚資源量が歴史的最低水準にあるということから、未成魚の漁獲を過去の実績から半減、具体的には2002年から2004年の平均値から半減させない限り、回復が見込めないという勧告を受けてございますことから、来年以降の未成魚漁獲上限を4,007トンといたしまして、漁獲状況の詳細なモニタリングを実施いたしまして、管理を行っていくということ。

4つ目のトラフグにつきましても、資源は低位・減少傾向にあるわけでございますけれども、同一系群が日本海、東シナ海、それから瀬戸内海といった広い範囲に分布・回遊いたしますため、また、特に漁場が成長に伴いまして回遊経路の一部にすぎないというようなどころもございます。そこで、幼魚期にしか漁獲機会が得られないような地域もございませうことから、資源管理への取り組みは地域によってまちまちといったような状況にござ



います。このため、まずは関係漁業者による横断的な検討の場を設けた上で、統一的な方針のもとで資源管理を推進していくといった方向性が示されたところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○亀岡委員 えひめ産業振興財団の亀岡と申しますけれども、ちょっと素朴に、私は水産関係、全然知らないんですけれども、経済的側面といいますか、漁獲は、これ資源管理ももちろん大事なんですけれども、価格政策といいますか、要はそのあたりからの切り口での諮問というか検討会は余りなされないものなんですかね。というのは、やっぱり要は漁業者を豊かにさせるための仕組みづくりという考え方もあるし、もちろん資源も大事なんですけれども、そういう視点の中での取り上げ方で、生産調整とは言いませんけれども、漁獲調整とか、当然やっているとは思いますが、そのあたりの視点はどんなんですかね。その辺ちょっとわからないもので、お教え願いたいんですが。

○山川分科会長 価格政策ということですが、よろしくお願ひします。

○管理課長 価格のみに着目した政策ということでもっての着眼点から今回の検討はやったわけではございませんで、あくまでも資源の持続的な利用を果たしていくためにはどうしたらいいか、そして、日本の資源そのものがやはりまだ低位水準にあるものが4割強ございます。すみません、説明を省略しましたけれども、資料の4ページを御覧いただきたいと思ひます。資源の水準が最近安定してきつつあるとはいっても、やはりまだ右側の円グラフにございますように、低位水準にあるものが4割超あるということから、これらをもっと高めていく必要もあるでしょうということ、より資源管理の徹底ということとあわせて、そのために経済的に影響をこうむる漁業者の方もいらっしゃるわけですから、その影響緩和措置も含めて、今後の方向ということで検討を行っていただいたところでございます。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○亀岡委員 それともう1点ですね。もちろん、自然の資源もあるんですけれども、あと、栽培漁業とか養殖とか、その辺との連携というか、そのあたりはどのように考えておられるんですか。

○山川分科会長 お願いします。

○管理課長 今回モデルで選びました魚種の中で、特にトラフグがそれに該当すると思ひます。トラフグに関しましては、かなり以前から種苗放流が行われてきたところでございますけれども、放流される種苗がそのそばで採られちゃうという、不合理漁獲ということも一部地域では見られます。恣意的にそれをねらって採っているわけではなくて、先ほども申しましたが、成長に応じて回遊していくというところで、回遊経路の一部にしか当たってない地域は、そういった漁獲しかできないということもございまして、非常に問題は根が深いわけでございますけれども、そういった不合理漁獲を抑えるためにどういった手

段があるのかといった具体的な点につきましては、これから検討していかなければならないところだと思っております。

○亀岡委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

山下先生。

○山下委員 お尋ねいたします。このI Q方式とI T Q方式の利点と欠点をそれぞれ説明していただいたところなんですけれども、そこで、I T Q方式については、ここには書いていないんですが、本編というんでしょうか、取りまとめのほうに書いてあって、提坂課長もおっしゃった、枠の利権化が考えられるというお話がございましたけれども、これについては、I T Qだから枠の利権化になる、I Qだと枠の利権化にならないというふうにはなかなか言えないのではないかというふうに思うんですけれども、この検討会の中ではそのあたり、枠の利権化がI T Qだとなるというふうに考えられた背景には何があるのかということをお教えいただければと。

それから、実はもう一つありまして、I Q方式については試験的に実施されるということなんですけれども、その場合の配分方法ですね。均等配分にするのか、それともいわゆるグランドファザリングという、過去の歴史的な漁獲量に基づいた配分にするのかというところも、その利権に多少関係があるのではないかと思いますので、過去の既に実施されているもの、それから、これから実施されようとしているものの配分の方法について教えていただければと思います。

○山川分科会長 提坂課長、お願いします。

○管理課長 まず、I T Qで利権化するおそれがあるというふうに考えられた理由でございますけれども、本編のほうの参考資料の6ページから7ページにかけてI T Qのことが記載してございますけれども、利権化するという前提として、無償で配布される漁獲枠、それを譲渡するときに有償で譲渡するか否かといった判断が働くわけなんですけれども、そこで仮に有償で譲渡されることになった場合、そこを前提として利権化するという言い方をさせてもらったところでございます。

それから、2点目の御質問のI Qの試験的な導入に際してのI Q配分方法でございますけれども、こちらにつきましてはまだ現在検討中というところでございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 あり方検討委員会の取りまとめということで、これが今後どのような拘束力を持つのか、それから、今後どのような形で推移をしていくのか、若干教えていただければと思います。

○山川分科会長 よろしく申し上げます。

○管理課長 一応、拘束力といいますか、今後の方向性を御提案いただいたと考えておる

ところでございます。この取りまとめをもとにいたしまして、今後の施策を水産庁のほうでより具体的に検討していこうということを考えておるところでございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

長瀬委員。

○長瀬委員 先ほどの関連なんですけれども、ITQのところが一番後ろに時期尚早って書かれているんですが、これは時期が来ればやるという意味ですよ。でも、私が聞いている限りでは、我が国にはそぐわないというふうな意見に聞こえるんですね。私の考えというか、受け取り方が違うのかどうか、そこをもう少し踏み込んで説明いただけると。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○管理課長 ごもったもな御指摘かと思えます。時期尚早といたしましたのは、まだいろいろな問題が多々あり過ぎまして、導入するか否かの検討そのものも先送りしているところでございます。ただ、社会的に一番やはりITQの弊害というか、導入に躊躇する理由でございますが、参考資料の7ページの4.の上ですね、長年培われてきた操業慣行や操業秩序だけでなく、漁村社会に重大な影響を与えるおそれがあるといったところが、やはり1つ大きなネックとなっておりました。そのために、こうしたことが漁村社会に影響を及ぼしてもいいんだという、仮にですけれども、判断が下されたときには、ITQの話は検討されることになるかもしれませんが、今の段階ではそういった状況にはございませんということで、時期尚早という文言になっているところでございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

では、なければ、次の報告事項に移りたいと思えます。今後の漁獲可能量(TAC)配分比率の見直しについて、事務局から報告をよろしくお願いいたします。

○管理課長 引き続きまして、報告事項の2番目につき、資料4に基づきまして御説明申し上げます。

TACの配分シェアにつきましては、3年ごとに見直しを行っておるところでございますけれども、平成27年から29年のTAC設定に当たりましては、スルメイカを除く6魚種につきまして、直近3カ年間の、具体的には平成23年から25年になりますけれども、その漁獲実績データを用いまして配分シェアを計算するという事になっておるところでございます。なお、スルメイカに関しましては、他の6魚種よりも1年遅れてTAC対象となったということから、平成28年漁期のTAC設定の際に同様の見直しを実施する予定でございます。

シェアの計算方法につきましては、資料4の2に記載しておるとおりでございます。まず、漁獲実績データは、大臣管理分につきましてはTAC報告、知事管理分は、若干のもとでさまざまな漁業が営まれてございますので、農林統計の報告を使用しております。ただし、1ページ目の3に記載されてございますように、関係業界に別途の合意がございますときには、その合意を尊重するという事になっておるところでございます。例年11月ごろに予定されております資源管理分科会では、本ペーパーに基づきま

してTAC配分シェアを計算いたしまして、具体的なTACを提示するという予定でございます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

谷地委員。

○谷地特別委員 全いかの谷地です。

この会場に来る前に資料を送付されて、中身を読んできて、意見があったら言いなさいということで来ましたが、この資料4の裏のほうで、前にもこの場所で発言しましたが、この定置網のイカについての「若干」という配分ですね、ここで結論づけてほしくないと思います。引き続き研究・検討をしていただくようお願いいたします。というのは、聞くところによると、イカの漁期になると、定置網の人たちはイカを捕獲する漁具に変えて、イカを専門にとると聞いていますので、確かにこの文章でいくと、待っている漁業ではあるんでしょうけれども、入ってきたものを全部とってしまうというのであれば、この資源管理の原則に反するんじゃないかと。我々イカ釣り、まき網、沖底は数値で管理されているが、定置はもう入ってきたのは全部とってしまうんだということであれば、これは少し趣旨が違うんじゃないかなという気持ちがあるので、ここで結論づけないで、これからも引き続き研究・検討をしていただきたいと思います。

○山川分科会長 これは今後、スルメイカについては平成28年漁期のTAC設定時に最終的には行うという、そういうことになるわけですね。御意見を承ったということで、検討していくということでしょうか。

では、他に御質問、御意見ございますでしょうか。

川崎委員。

○川崎委員 ただいまの御意見なんですけれども、私は北海道から来ているんですけれども、定置漁業なんですけれども、定置でたまたまイカが入ると。イカ専門の定置って、どんなふうに定置をするとイカ専門の定置になるのか、ちょっと私はわかりませんが、少なくとも定置にイカが入り過ぎると、自主的に制限をしながら、網上げをしないんですよ。そうしながら、それぞれ検討しながらやっているという実態があるわけです。今までに全くとれないときも、我々はそれについて、定置にイカが入らないからとか、他の魚種が入らないから、もう少し沖のほうへ移動してくれとかっていうのは、きちっと制限があって、なかなかできない漁業なんです。

したがって、今言われたように、定置がたまたま今この時期にこういった形で少し量があるので、それは若干量でなくて、少なくともきちっとしたTACに当てはめなさいというのであれば、イカばかりでなくて他の魚種、例えばスケトウダラについても、これは沖合と沿岸との若干量ではなくて、TACできちっと決めなきゃいけないってなってしまう。そ

うすると、今まで4者会談等々で沖合と沿岸のバランスをとってきたものは、非常に大きく崩れる可能性があるというふうに私は思います。

○山川分科会長 では、そういった御意見も踏まえて……

○谷地特別委員 別にとるなというのでなくて、同じような管理すべきだというのが私の意見です。

○山川分科会長 この点につきましてはいろいろな御意見がおりかと思えますけれども、そういった御意見も含めて、今後検討していくということではよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

では、特になければ、その他に移りたいと思います。委員の皆様から何かございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 2点ほどあります。意見と要望ということでお聞きいただければと思います。

まず、意見なんです、漁船漁業の漁労技術の伝承というものをどのように考えになっているのか、現状をちょっと報告をしておきたいなと思います。といいますのは、平成2年に海外基地方式という方式で外国人を導入を始めました。遠洋漁業から中心になってきたんですけれども、その後、平成8年にマルシップ方式というものを導入して、現在の混乗方式が定着したと、こういうことになっています。沿岸については、技能実習生というのがその間に派生をして、現在、制度のきちんと構築をして守ってやっていると、こういう状態なんです。

ところが、漁業種によっては、部員層がもうほとんどいないという状況になってまいりました。この甲板員、機関用部員の皆さんの、今、沖へ行くと甲板員も機関員もございませんので、この漁労技術というものをどのように伝承していくのかです。かつては日本人から日本人、日本人の先輩が新卒の皆さんを現地訓練をしながら、その技術というものを伝えてきたと、こういうことになるんです。ところが、現在は大多数がインドネシアですから、インドネシアの乗組員がインドネシアの後輩に教えると、こういうことになっています。果たして、今インドネシアを初め、経済発展が著しくて、かつての優秀な水高卒の乗組員がなかなか日本の遠洋漁船のほうに入ってくないと、こういう状態になってきています。何かあった場合、彼らをもっと条件のいい他の国の船にシフトするということになると、日本漁船というのは果たして稼働が可能なかどうかです。その辺を含めて、マニュアルは全く持っていませんから、新人の乗組員が来て、漁船が入ってきて、彼らの漁業の技術の伝承というのが恐らくそこで途絶えるんだろうと。

そういう危険性が現在進行しつつあるんだと、こういうことなので、早急に何らかの形で、業界も含めてこの漁労技術というものを日本人から日本人へ伝えるような訓練なり、そういうもの、何かを考える時期に来ているんだろうというように思っていますので、そ

の点は意見として申し上げておきたいなど。現状はそういうふうになっていますということです。

それから、もう1点なのですが、国際司法裁判所で判決があった捕鯨問題なんですけれども、ことしはいずれにせよ、南極海の調査捕鯨中止と。捕獲調査のほうは中止なんだと、こういうことでしょうか。ただ、目視で出るというような話も聞いておりますので、現在は北西太平洋で捕獲調査をやっていると、こういうことですから、ことしの冬についても当然、母船も含めた形で目視調査ということで出ていくんだろうと、そういうふうな理解ではおりますけれども、出る際に当たって、また中止とか撤退とか、そういうことのないような、ごたごたのないような形の中でスムーズに出していただきたいというように思います。

以上です。

○山川分科会長 漁労技術の伝承、それから捕鯨につきまして、御意見を承ったということでもよろしいでしょうか。

他に、その他でございますけれども、ございますでしょうか。

○谷地特別委員 1つ教えてください。北部まき網さんが今言った、I Q方式、試験的にやると言っていましたけれども、どういうふうにするんですか。

○山川分科会長 じゃ、よろしく願いいたします。

○漁業調整課長 今、水産庁と北部まき網連合会のほうで、どういうふうを実施をするかというのを検討している最中でございます。これまでもいろんな場で申し上げてきましたのは、今回の取りまとめにも書いてございますけれども、一部の漁船について年間の割り当て量というのを定めて、実施をしていこうということで、今考えています。といいますのも、既に北部まき網のほうでは、各月ごとに船ごとの上限量、何月であれば1カト当たり1,000トンとかですね、というやり方で今T A C管理をされております。そういうものはそのものとして継続して管理をしていながら、それを年間1隻当たりのトン数を決めて操業をやった場合に、どのような資源管理の効果あるいは経営的な効果が出るかというようなことを、できれば10月から実施をしたいということで、今検討を進めておまして、具体的にはもう少しちょっと時間がかかるという状況です。

○谷地特別委員 隻数なんかはわかっているの。

○漁業調整課長 実施隻数につきましては、数隻ということで考えておりますが。まだ具体的には少し、もう少し時間がかかるという状況でございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

○増殖推進部長 議事が円滑に進むのは結構なことなんですけれども、ちょっと時間的にも余裕がありそうなので発言をさせていただきますと、先ほどの谷地さんが言われた話というのは、物すごく大事なというか、本質的な議論だと思って聞きました。漁獲量管理とかT A C管理とかっていう、どっちかというのと欧米由来の手法ですけども、それを日本の漁業実態というのが、定置漁業がかなりの割合を占めていると。そういう日本の漁業実

態とどう適合させていくのかというのは物すごく大きなテーマで、TAC制度を導入以来、10年以上たったわけですけれども、ここについてはなかなか難しく、率直に言ってなかなか手がついてこなかったところだと思いますが、きょう報告させてもらったあり方検討会の中では、例えばクロマグロですとか、トラフグもそうなんですけれども、やはり定置をどうするかというのが大きなテーマになっています。

特にクロマグロのように国際管理と直結するような話ですと、国際的なルールは本当に数量でがちっと決めるとい方向になりますが、そのときに能動的な漁業はそれなりに漁獲量管理できたとしても、その横で定置網がどうなるのかと。せっかく横で漁獲を制限しても、隣で無制限にと。谷地さんのイカの話も似たような感じだと思いますが、これではなかなか数字として管理ができたことにならないし、漁業者間の感情としてもいろんな問題が起こるといこと、なかなか名案が出てこないんですけれども、定置の管理、どういふうにしていくのかというのは、大きなテーマとしてこれからも考えていきたいといことが1点であります。

もう一つ、暑い中来ていただいて、ちょうど季節物の話として、きょうも新聞を見ると、連日ウナギの話が出てくるんで、ちょっと御紹介すると、IUCNという国際機関がレッドリスト、絶滅危惧種といこと、ニホンウナギを載せたといようなこともあって、土用の丑を控えて、物すごく報道が行われています。歴史的に見て資源水準が減ってきているといのは、これは事実だといことではありますが、原因は何かといと、よくあるような漁獲の影響も当然あるんだと思いますが、ウナギの場合はその他に、特に海流の影響とかですね。例えばこの冬は割ともとに戻ってとれているんですが、それは黒潮の流れ方がどうなるかとか、そういうのが結構影響しているんだといふうに言われておりますし、あとは、そもそもの話として、河川環境を初めとして、生息環境が非常に悪くなっちゃったためといような、その複合要因だといふうに言われております。

それに対して、国内的には、資料もなしですみませんけれども、話題提供といこと、聞いてください。三位一体と言っているんですけれども、ウナギに対応している関係者みんなのでやれることを少しずつやってみようといこと、シラスをとっている人に対しては、少しその採捕時期を短くできないかとか、そういうことを考えてもらっていますし、親ウナギをとっているほうの方については、それこそきょうも長瀬委員おられますけれども、産卵にマリアナ海域のほうに戻っていく下りウナギの時期に採捕を制限するとか、鹿児島もやってもらっていますけれども、そういう話だとか、あとはすみかづくり、隠れ家づくりといこと、川がそういう場所がなくなってきたせいがあるわけなので、そういう取り組みをしてもらったり。養鰻業者の人でもやれることを考えてくださいよといこと、やっています。

ただ、日本だけでやってもうまくいかないの、東アジア全体の資源なものですから、中国、台湾、韓国を入れて今協議を進めている。そういう中で、採捕、とる人は日本だけでも1万人を超えるんです。物すごく簡単に着業といか、こんな網があればすぐ

できる話ですから、これはなかなか難しい話なので、そこで言っているのは、だけどころんな人がとるけれども、結局は養鰻の池に入ってくる話なので、池に入れる段階で制限をしていけないかという話を今、関係国とやっているというような状況です。

それと、先月の終わった国会で内水面漁業振興法というのが議員立法で成立しました。その中で、従来の漁業法だと適用にならない私有水面というか、想定しているのは養鰻の池ですけれども、こういうところにも届出制だとか許可性が適用にできるという根拠の法律をつくっていただいたということで、今後、養鰻の実態を把握しなきゃいけないということになれば届出制度だとか、生産制限みたいな話になってくると許可性だとか、そういうふうなことを考えていきたいというふうに思っていて、そういう段階になれば、この分科会でいろいろ御議論いただきながら、運用していきたいというふうに思っているところですので、きょうのところは話題提供と予告編ということでございました。

ありがとうございました。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

今、話題提供いただきましたけれども、何かそれにつきまして御質問等ございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木（徳）委員 ちょっと大事な話というか、おもしろい話ですが、クロマグロが近畿大学を中心に、今度、民間の会社も入りまして、要するに卵からというのかな、成長させるという完全養殖というのにことしから大々的に入っていくと、今まで何年間かやりまして。

問題はそのウナギなんですけれども、卵から要するに養殖すれば、養殖というか卵から成長させれば、何ぼでも、今言ったようなメチョコをすくったり何だりを制限するとか何とかじゃなくて、できるということで。それで、今の段階では卵を産卵するところまでは撮影したというような話も聞いているんですけれども、特別きょうの会議に関係ありませんけれども、今話題提供って出たものですから、現状で一番把握している卵から要するに完全養殖というののウナギは、見通しはどうかお聞かせください。

○山川分科会長 お願いします。

○増殖推進部長 完全養殖は実験室でもできたんです。これを商業化というか、実用化するための大量生産手法というか技術の開発事業を本年度から本格的にやっていると。水産総合研究センターだけでなく、民間企業の参画を得て、大規模生産の実証実験事業というのを開始したところで、できるだけ早く実用化すればいいなと思っておりますが、でも、そんなやはりそれなりの時間がかかるだろうということで、その間、さっき言ったような取り組みを進めているということでございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

長瀬委員。

○長瀬委員 ウナギについてですけれども、皆さん、ウナギは石がないとないとみんな



思っているんですけども、違うんですね。ウナギというのはどこでも潜る魚で、芝があっても何があってもいるんですね。ウナギが減る要因というのは、ウナギをはぐくむ小さな魚、エビとか小魚がいなくなることが一番の要因なんですね。ウナギの石倉というすごいのを今やろうとしているんですけども、水産庁のほうですね、これはウナギが捕食するえさがそこにつくことを目的とするんですね。ウナギが隠れることを目的じゃないんですね。だから、その認識が皆さん違うのが1点。

護岸したからウナギがいなくなったんじゃないくて、ウナギが食べるえさが住む川がなくなったんですね。そこから考えると、一番の要因はダムなんですね。ダムが発電をして減水します。そうすると、小さい魚は浅いところにいますから、減水するときに干し上がるんですね。枯れて死ぬって、枯死って私言うんですけども、枯れて死ぬか鳥のえさになるんです。で、ウナギが減るんです。

それと、ウナギでいくら規制してもだめなのが、普通、正規で通ったものと闇のものといたら、正規のものの方が値段は絶対高いんですよ。闇はよくないことをして持ってくるわけですから、たたかれるわけですよ。ところが、ウナギというのは闇のほうの方が倍ぐらいするんですね。ことしの一番最初のウナギはキロ300万です。そして、一番最後は10万を切っています。これだけ価格の変動があるんですね。いくらウナギをとっても買う人がいないと、何でもないですね。佃煮にもならないですね。100万しても、佃煮にもならないです。だけれども、悲しいかな、買う人がいるんですね。だから、ウナギをふやそうとすると、やはり買うところをどんなかして規制をしないと、だめなんですね。

宮崎県は、太斎さんがおいでになったんですね。ウナギの保護をしたいというお話をいただきまして、県が10月から12月の、先ほどおっしゃられた親魚の捕獲禁止というのを私たちに言ってきました。私たちはだめですよって頭からけて、10月から3月までの半年間を親魚の捕獲禁止にしました。各河川では1年間丸ごと禁止をしている河川もあります。何でそういうことをするかというと、やっぱり自分たちの時代にいたウナギが子供たちのときにいないというのは、余りいいことじゃないですよ。

私たちがやっていることは、先ほどウナギの鑑定、ちょっと目を変えていただきましたけれども、魚をはぐくむ川をつくることからやっています。一番は、私、人のやっていることでいいことは何ぼでもまねしようと思ってやっているんですけども、河川流域に雑木林の保全をしています。私のところが河川流域は53キロありまして、今、雑木林が509ヘクタールです。100メートルの高さにしたときに59キロ雑木林が続いているというぐらいの雑木を保全しています。そうして川の水を豊かにすることによって、小さな魚が泳がれる魚、川をつくる、そしてそこにウナギが復活していくことを目指してやっていますけれども、それとあわせて、このTACにも共通することだと思えるんですけども、まず河川の3分の1は周年とらせないということをやっています。とらないことが一番の保全につながると思っているんですね。ふやすことは難しいんですけども、とらないことはできるんですね。だから、自分たちでできることをやるという考え方のもとでやってい

ます。

この会も大きくしたそういう会議だと思うんですね。私、何回しか来ていないんですけども、中には自分たちの枠を広げるための発言をする方がいらっしゃるように聞こえるんですけども、それは生活がかかっているから当然かと思いますが、せっかくこの会でやることはやっぱり資源管理、それと資源の活用ということが主だと思いますので、そういう考え方に自分たちが率先してなっていくことが、将来的に日本の漁業というものが豊かなものになっていくんじゃないかなと。あわせて、国の責任として、日本以外の漁獲ですよね、そういうものをいかに取り締まれるか、それは国力にかかっていると思うんですけども。大きくなりますけれども、そういうことを含めたものがここの中で一番最初決まっていくことじゃないかなというふうに私は感じています。

私は川ですので、ウナギみたいなつかみどころのないような話を一生懸命するんですけども、やはり海の話は私たちから見ると大き過ぎて、全然川というのは相手にされてないんですけども、きょう長谷部長のほうからちょっと振っていただきましたのが、とてもありがたかったです。ありがとうございます。

○山川分科会長 貴重な情報、それから大変重要な御意見、ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりだと思います。ウナギにつきましても、いろんな側面から総合的な対策が必要なんだろうと思います。この資源管理分科会におきましても、随時、水産庁の方々からも情報をいただきながら議論を重ねていければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

他に。

○千葉特別委員 今、ウナギの話が出たんですけども、今、私は岩手なんですけれども、ウナギが非常に好きなのはアユなんです。アユを非常にウナギが好きで、アユの豊富にいる川というのはウナギも非常に多いんですね。私、盛岡ですけども、河口から180キロ、そこでウナギ、結構とれるんですね。北上川というのは漁業権のない川ということもありまして、職漁師さんがいないということもあって、釣ろうと思えばウナギが釣れるんですね。そういったことで、やはり天然遡上のアユ等も結構上りますので、やっぱりそういう川づくりですね、先ほど言われていましたけれども、また川づくり、それからいわゆるウナギの必要とするえさですね、そういったものが豊富な川であれば、何とか守っていけるのかなという気もします。

それから、あと、ウナギとは変わりますけれども、私はちょっと非常に将来を懸念していることがあります。というのは、今、お子さんたち、将来日本を担う子供たちがどこのお寿司屋さんに行っても、頼むのはマグロ、サーモンなんです。マグロとサーモン、それは確かにおいしいですよ。私も好きですけども、日本は多種多様な魚種がいるわけですよ。そういったことで、子供のときからやはり多種多様な魚を食べて育つような環境、そのことが近海漁業のいろんな魚をとっている方々のためにも、今、工業用というか加工用、加工用の魚は結構あるんでしょうけれども、一般家庭で消費されるいわゆる大衆

魚と言われるものが、今余り家庭で食べられてないような気がするんですね。

私どもは自然環境教室ということで、釣り教室とかいろいろやったときに、魚を食べてもらおうということで、焼き魚を提供するんですね。そうすると、親御さんが「うちの子は魚は食べませんから」と言うんですよ。ところが、その言っている親御さんの後ろで、一生懸命焼き魚を食べているんですね。おかわりするんですね。要は、親が食べさせてないという面もあるんですね。

やはり今、マグロも非常に減っている中で、日本で昔から食べられている魚等も家庭で消費するような形へ持って行っていくことが、最終的には資源管理のほうにもつながってくるような気がするんですね。将来、これがマグロとかサーモンとかしか食べられないような大人世代になってしまうと、困るかな。実際に今、小学生、中学生、ほとんど他の魚、知りません。「魚、何か知っていますか」と言うと、マグロとサーモン。これ現実なんです。親御さんが焼き魚を提供すると、「骨があるから、危ないから食べさせないでください」というのも現実なんです。100人に1人はそういう親御さんがいるんですよ。

ですから、やはり普通の魚という言い方はおかしいですけども、大衆魚をもっと加工用じゃなく一般家庭で消費、今は流通も発達していますし、イワシの刺身だってどこでも食べられる状況になっていますので、そういった形で、そういう魚を消費していただくような努力も必要じゃないのかな。余りにもマグロ、サーモンということに——マグロの方々には申しわけないです。やっぱり需要と供給のバランスで、その中で決まってくるもので、需要が大きいものはいっぱいとりたいということになりますので、その辺も、マグロはこのままでいくと第二のクジラになるんじゃないかなという気もするんですよ。ですから、そうならないうちに、いろんな魚種がいる、その中を適正な消費で賄っていくような工夫をぜひお願いしたいと思います。

○山川分科会長 どうも貴重な御意見ありがとうございました。

○長元特別委員 今、マグロじゃないんですけども、ブリについてちょっと資源についてお聞きしたいと思います。今、大変天然ブリが相当漁獲されているんですけども、まだまだ漁獲については右肩上がりだと言われているんですけども、実際には本当にまだ右肩上がりでいくのか。そしてまた今、北海道は、特に水温の上昇によりまして、25年度は多分1万2,000トンぐらいはとれていると思うんですけども、これについても、北海道といいますか、どんどん水温が上がってきたら、また上に上っていくのかどうかということと、さっき言ったように、資源というのはまだまだ右肩上がりでいくのかということ、ちょっとわかっておいたら教えてほしいんですけども。

○山川分科会長 ブリにつきまして、今後の見通しということですけども、何か今、資料、情報等ございますでしょうか。

○管理課長 手元に詳細な資料は持ってはございませんけれども、ブリ資源に関しましては、最近かなり高位水準にあるということで、ただ、年変動はやはりございまして、なかなか将来どうなるかといったことは、確実な予測は難しいといったような状況かと思いま

す。

それと、水温との関係といえますか、やはり暖水系の魚でございますので、水温が全般的に上がってくれば、生息する水域の緯度が高くなっていく可能性はあると思いますけれども、そのあたりに関しましては研究中ということかと思えます。先ほどの取りまとめの中の部分にもございましたけれども、資源評価の精度向上に向けてデータ収集強化を検討しなさいという話とあわせて、海洋環境と資源変動の関係を今後解明していくようにという提案をいただいておりますので、ブリにかかわらずその他の魚種に関しましても、海洋環境の変動、今後も起こっていくであろうものに関しての関係性、解明に今努めていこうというふうに考えているところです。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、これにつきましても適宜、情報提供等いただけるように、またよろしく願いいたします。

○増殖推進部参事官 先ほどの高橋委員のほうから後継者、技術の伝承のお話ございましたけれども、確かに後継者を育てるということも非常に重要だと思いますが、どんどん漁業人口、減っていく中で、軽量化とか省力化という、そういった技術開発も非常に重要だと考えております。それで、私は農林水産技術会議のほうにも併任でかかわっております、農業のほうもやはり同じような問題抱えているんですが、1つには、やはり機械化を進めて、例えばGPSを使って自動でトラクターで農地を耕すとかっていう開発しているんですが、やはりなかなか機会には人間のまねができないというのがあって、今やられているプロジェクトでは、たくみのわざとか、実際に技術を持っている方のトラクターの操作とか、それから1日中どういう仕事をしているかというのを全部、コンピュータでそれをセンサーをつけて、電子記録として残して伝承していこうという、そういう取り組みがされています。

ですから、例えば水産業の漁労がどの程度そういったことを機械で忠実に再生できるかわかりませんが、一つの研究開発の方向としては、省力化とか軽量化をする上で、そういった今までベテランの漁師さんたちが持っている技術を同時にその中にデータとして残していくというようなことも、これから重要になってくるのではないかなというふうに考えています。

○山川分科会長 場合によってはそういうあり方もあるということだそうですね。

高橋委員。

○高橋特別委員 非常に危惧をしているのは、新卒の例えば水産高校を卒業して、1年生として乗ってきて、新たな大型機械を、それは人命にかかわるような大型機械も結構あるわけですから、そういうものを即動かせるということにはならないんですね。やはりこれが人を育てるわけですから、それが3年、4年、5年とある程度の年月が当然必要になってくるわけです。今はまだ高齢者といえども、それだけの能力を持っている皆さんがまだ乗っているわけですから、彼らの持っている技術、それからそういう機器類の動かし方、

それから自然環境、しけの中でも商売しますので、そういう技術というのをどのように継承していくのか。

今、先ほど申しましたとおり、非居住のいわゆる外国人漁船が圧倒的に多くなっている。船によってはもう3分の2が外国人なんです。圧倒的に日本人が少ない状態の中で、部員層が持っている部員層の技術の伝承ができなんです。彼らが全員、そういうことは多分ないんだと思うんだけど、彼らが撤退をした場合、これらの漁業種の船というのは動かなくなる。日本人だけでは不可能なんです。そういう状態になってきているわけです。

だから、これは一方的に責めるとか非難するということじゃなくて、現実がこんなような状態になっているので、これをさてどうするんだろうと。どうしていったらいいんだろうと。それを一緒に考えていただきたい。どういうふうにするのかね。できるものなら、マニュアルが一番いいですよ。ところが、ああいう海の上でマニュアルどおりできるのかねと。やれる業種もあるだろうし、そうでないものもあるだろうし、だから、そういうものを取捨選択しながら、やはりきちんとした形で残していかないと、日本の漁業というのはいくら資源管理をしても、とる人がいなくなるんだと、そういうことになるんだと思います。そういうことのないようにお願いをしておきたい。

特に、余談ですけども、中国から入ってくる食品でも、いろんな状況で、いろんな汚染をされたとか、いろいろある中で、やはり自分の国の人間が自分の国の食料を確保していくというのは、これは当然のことなので、その辺も含めてやはり謙虚に何かをつくっていただければということです。

以上です。

○山川分科会長 どうも重要な問題提起をありがとうございました。

他に。

濱田委員。

○濱田特別委員 せっかくですから。すみません。

TAC管理につきましてちょっと御意見を伺いたい。外国、西洋諸国等では、やっぱり隣国との関係の中でこういう枠組みが使われているというのが、主にそういうことだと思うんですね。相手国の勢いを封じ込めるためにも、こういうのはある程度政策、国際関係をつくっていくに、いろいろ技術的に使えるものだというふうには思うんですけども、どうも日本では国内の調整ばかりがあって、余り隣国との関係で使われていないというか、全くそういう状況になってないということだと思います。

例えばサバが東シナ海でたくさん中国船がとっているとか、サンマも200海里の外側でたくさん韓国、台湾がとっている状況がありますし、中国もこれからいっぱいとるぞみたいな、あるいはロシアとの関係もありますし、何かそういう国益を考えたら、TACもそういう隣国との関係の中で使っていくものだというふうには思うんですけども、この辺は今後どうなるのかと。韓国でもズワイガニなりサバなりTACがあるのに、日本と何もかみ

合っていないという現状がありますよね。これは国際関係上で使うものであるべきものなのに、あんまりというか、そっちに向かってないように思えて仕方がないんですけども、この辺、今後どうなるのかというところ、ちょっと御意見お聞かせいただければと思います。

○山川分科会長 これはどなたにお答えいただければよろしいでしょうか。管理課長ですか。

○資源管理部長 すごく難しい御質問です。私自身は中国、台湾、韓国の交渉担当でやっておりますけれども、サンマに関しては、一応国際的な条約をして、今3カ国批准してくれたので、あと1カ国批准すれば条約が発効いたしますので、サンマの公海上のものについては、この資源をどういう形で、多分、国際的な枠組みという意味ではやっぱり量を決めていくということになると思うので、ある意味のTAC的な世界に入っていくんだろうと思います。サンマについてはですね。

ただ、一番難しいのは、東シナ海で、一つは公海じゃないということ。日本と中国、日本と韓国、台湾もありますけれども、それぞれが自分の200海里を主張して、まだそこが確定していないという中、広大な暫定水域はお互いが手を出せないというんでしょうかね。通常ですと、200海里であれば、外国の船が違反すれば日本が取り締まるわけですけども、中国及び韓国との関係においては、暫定水域においては、自国が自国の船を取り締まるということで、一応そこも2国間の協定の中では目標量、上限量を決めてはおりますけれども、正直申し上げて、科学的に何か議論できて決めているというよりは、協定が発効したときの実績等に基づいて、それを毎年の交渉の中で、日本的に言うと、できるだけ減らそうとしてきていると。

あと、韓国は、正直申し上げると6万トンでずっと動いておりませんし、中国も非常に今漁業は発展してきているものですから、やっぱり減らすのには非常に抵抗があるということで、東シナ海に関して言うと、理想は本当は多分、日本と中国と韓国と、更に言うと本当は北朝鮮とかも含めて、東シナ海と黄海を、それこそおっしゃったようにEUMIみたいに各国で調整しながら、TACか何か大規模な魚種の線を決めていくというのは多分理想だとは思いますが、現実にはまずそういう枠組みをつくること自体が相当難しいのと、仮につくったときに、2国間で交渉していることとその3カ国なり北朝鮮とか台湾とか、理想型でいうと、そういうところも含めて日本としてメリットがあるかということに関して言うと、やっぱり最後は中国になるんだと思いますね。中国をどう押さえるのか。それを例えば日本と韓国と組んで、彼ら等を押さえられるかと考えたときには、正直、日本の側に韓国が立つともあんまり思えなくて、そういうふうな思うと、今の私の感じで言うと、理想はそのとおりなんですけれども、やっぱり2国間でともかくたたくと。

それで、例えばウナギですと、今、日、韓、中、台で長谷部長が中心にやっていますし、例えばサンゴなんかですと、我々が出て行って、あとは海保だとか警察だとか、そういうところにも協力いただいて、ともかく中国と個別にやるとか、そういう意味からすると、現状でいうと、やっぱり今日本にとって日本の利益を、非常に漁業者の方からは不十分だ

と怒られるんですけども、守る可能性があるのは、それぞれ、日中、日韓、日台、2国間でやったほうがいいんじゃないかなというのが今、私の感じです。

ただ、本当の理想は先生おっしゃるとおりだろうと思います。そういう意味では、サンマだとか公海のもはそういう方向に動いてますし、最後の問題はやっぱり東シナ海なり黄海ですね、ここをどうするかというのが最後まで残るんだらうというふうに思います。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

では、他にございますでしょうか。

では、結構時間もあつたものですから、いろんな話題提供、御意見等をいただきました。どうもありがとうございました。

では、その他の続きですけども、事務局から何かございますでしょうか。

○漁業調整課長 次回の資源管理分科会ですが、間隔が短くて大変恐縮でございますけれども、9月の中旬に開催をしたいということで考えております。その間、何か緊急な必要が生じて、それ以前に開催するということになった場合には、また改めまして御連絡をさせていただきたいと思います。いずれにしましても、日程につきましては、後日事務局のほうから各委員の方に御連絡をして、調整をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 9月下旬ごろということだそうですね。よろしくお願いいたします。

では、以上で本日予定しておりました議事は、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。